観観産第513号の3 平成26年1月24日

都道府県知事 殿

観 光 庁 長 官

新高速乗合バスへの移行後の高速ツアーバス等の取扱について

高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。)については、平成25年7月31日までに新高速乗合バスに移行することとし、同年8月1日以降は高速ツアーバス等の運行を認めない旨通知してきたところであります(「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」(平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号)及び「高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に係る周知の徹底について(平成25年4月2日付け国自旅第692号、観観産第582号)」参照)。

これを踏まえ、高速ツアーバス等から新高速乗合バスへの移行を確実なものとするため、平成25年8月1日以降の高速ツアーバス等の取扱について、別添のとおり定め、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会に対し周知徹底を要請したところでありますのでその趣旨を了知いただくとともに、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対しても周知徹底いただくようお願いいたします。

なお、国土交通省ホームページ上の「高速ツアーバス安全通報窓口」及び「高速ツアーバス運行事業者リスト」については、平成25年7月31日をもって運用を終了したので、ご留意ください。また、「「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日付け国自旅第209号)」及び「「高速バス表示ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日付け国自旅第210号)」の改正についても、その趣旨を了知いただくとともに周知徹底いただくよう念のため申し添えます。

〇「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(国自安第138号・国自旅第218・国自整第55号)の一 部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
国自安第138号 国自旅第218号 国自整第55号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日	平成25年9月17日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政

処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年9月30日限り、廃止する。

1. ~5. (略)

(別表第2)

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
(略)	(略)	(略)	(略)
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号)並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年9月30日限り、廃止する。

1. ~5. (略)

(別表第2)

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
(略)	(略)	(略)	(略)
運送法第30条 第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 (略)	(略)	(略)

略)	賃金の最低限度額より低い賃金 支払い(注 <u>3</u>) ①・②(略) <u>5</u> 運賃料金の適正収受違反等る 他 (注1)「従前の高速ツアーバス」 「従前の「高速ツアーバス」 成24年10月31日付け国自安第9 る「従前の高速ツアーバス」	(略) (略) との 」及び「従前の会員 とび「会員制高速バス 16号・国自旅第318号	ス」の定義等について」(平 号・観観産第305号) におけ	(略)	賃金の最低限度額より低い賃支払い(注 <mark>2</mark>) ①・②(略) <u>4</u> 運賃料金の適正収受違反等 他	(略) (略)	(略)
	<u>のとする。</u> (注 <u>2</u>) (略) (注 <u>3</u>) (略)				(注 <u>1</u>)(略) (注 <u>2</u>)(略)		

〇「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について(平成24年6月18日国自旅第196号」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
国 自 旅 第 1 9 6 号 平成24年6月18日 <u>一部改正 平成26年 1 月24日</u>	国 自 旅 第 1 9 6 号 平成24年6月18日
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿
自動車局長	自動車局長
	<u>高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について</u>
	本年4月の関越自動車道における高速ツアーバスの事故を踏まえ、国土交通省において今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(以下「緊急対策」という。)を決定したところである。 緊急対策においては、高速ツアーバスを企画実施する旅行業者について、当該旅行業者及び高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者等により組織される「安全運行協議会」を別紙のとおり6月中に設置するよう指導することとされている。第1種旅行業者に対しては観光庁より、第1種以外の旅行業者に対しては都道府県より設置を指導する予定であるところ、貴局におかれては、管内の高速ツアーバスの運行を受託する貸切バス事業者に対し、高速ツアーバスを企画実施する旅行業者から協議会への参加について要請があった場合には、同協議会に構成員として参加の上、積極的に参画し、当該旅行業者をの他の関係者とともに高速ツアーバスの運行の安全確保に万全を期すよう、要請されたい。
	_ <u>(別紙)</u>
高速 <mark>乗合</mark> バス安全運行協議会の設置について	高速 <u>ツアー</u> バス安全運行協議会の設置について
高速乗合バスの運行の安全を確保するため、 <u>道路運送法第35条第1項の許可を受けて行う貸切バス委託型管理の受委託における委託者である一般乗合旅客自動車運送事業者</u> (以下「 <u>高速乗合バス事業者</u> 」という。)と <u>受託者である</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)等が、単なる発注者と受注者の関係に止まることなく、顔の見える風通しの良い関係を構築し、一体となって運行の安全性の向上に取り組む必要がある。このため、各 <u>高速乗合バス事業者</u> は、「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7月31日付け国自安第55号・国自旅第236号・国自整第78号。以下「管理の受委託通達」という。)に基づき、高速乗合バス安全運行協議会(以下「協議会」という。)を設置する。なお、従前の高速ツアーバス安全運行協議会については、新たに協議会として届け出ない限り、廃止されたものとみなす。	高速 <u>ツアー</u> バスの運行の安全を確保するため、 <u>高速ツアーバスを企画実施する旅行業者</u> (以下「 <u>旅行業者</u> 」という。)と <u>高速ツアーバスの運行を行う</u> 一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)等が、単なる発注者と受注者の関係に止まることなく、顔の見える風通しの良い関係を構築し、一体となって運行の安全性の向上に取り組む必要がある。 このため、各 <u>旅行業者</u> は、高速 <u>ツアー</u> バス安全運行協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 なお、6月中に協議会を設置した上で、原則として7月13日までに第1回会合を開催することとする。
1. 構成員 <u>高速乗合バス事業者</u> は、以下の関係者を構成員として協議会を主宰する。 ① 貸切バス事業者	1. 構成員 <u>旅行業者</u> は、以下の関係者を構成員として協議会を主宰する。 ① 貸切バス事業者

(高速乗合バスの運行を受託する全ての受託者。)

② その他の安全運行の確保に必要な関係者

(例. チケット販売を行う旅行業者、バス停留所の設置・管理を行う者)

2. 活動

高速乗合バス事業者は、貸切バス事業者の中から幹事バス事業者を選定し、その協力を得て、以下の事項に取り組むこととする。なお、必要に応じて外部専門家の助言・指導を受けることとする。

① 自主的な安全確保対策の確立(協議会を年2回以上開催)

関係法令の遵守のための取組みを行うとともに、自主的な安全確保対策を確立する。(交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等)

② 貸切バス事業者の営業所等の調査(貸切バス事業者毎に年1回以上)

高速乗合バス事業者が、管理の受委託通達に基づき、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、関係法令の遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③ バス停留所等での実地調査(貸切バス事業者毎に年1回以上)

高速乗合バス事業者が、バス停留所、サービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)等において、上記①で定めた自主的な安全確保対策が確実に実施されているかについて抜き打ちで調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、改善措置の結果について、運輸局に対し報告を行う。

④ 研修会の開催(年2回以上)

貸切バス事業者の役員、運行管理者や指定運転者を対象とした関係法令の遵守や運行の安全性の向上に関する研修会を開催する。

⑤ 安全運行関連情報の共有(随時)

高速乗合バス事業者から貸切バス事業者への安全情報や関係法令の改正情報等の共有を電子メール等で行う。

なお、構成員がやむを得ない理由で協議会や研修会を欠席する場合は、電子メール等で配<u>付</u>資料や議事概要を送付することにより、適切に情報の共有を図る。

3. 活動の記録

高速乗合バス事業者は、以下の記録を作成し、3年間保存するものとする。

① 構成員名簿

(貸切バス事業者の営業区域、担当者の所属部署、役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載。)

- ② 協議会及び研修会の出席者名簿、議事概要(開催日時、場所も記載)、配付資料
- ③ バス停留所等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要

(調査の日時、場所、調査を実施した者の氏名、調査対象事業者、調査事項、調査結果、調査結果を踏まえ講じた改善措置を記載。)

4. 報告

高<u>速乗合バス事業者は、</u>協議会の設置及びその活動について、主たる<u>事務所</u>を管轄する地方運輸局<u>自</u>動車交通部旅客(第一)課 (又は沖縄総合事務局運輸部<u>陸上交通課</u>)に対し、以下のとおり報告することとする。

①協議会の設置(設置次第報告)

(原則として、高速ツアーバスの運行を受託する全ての受託者が加入する。)

② その他の安全運行の確保に必要な関係者

(例. 乗車場所で受付・案内を行うセンディング会社)

2. 事務局

協議会の設置、運営に係る事務は旅行業者が行う。

3. 活動

貸切バス事業者の中から幹事バス事業者を選定し、その協力を得て、以下の事項に取り組むこととする。なお、必要に応じて外部専門家の助言・指導を受けることとする。

特に、今夏(8月末日まで)については、以下の①、②、③を確実に実施する。

① 自主的な安全確保対策の確立(協議会を年2回以上開催)

関係法令の遵守のための取組みを行うとともに、自主的な安全確保対策を確立する。(交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、安全な乗降場所、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等)

② 貸切バス事業者の営業所等の調査(貸切バス事業者毎に年1回以上)

旅行業者のスタッフ(又は、これに準ずる者。以下同じ。)が、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、関係法令の遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③ 乗降場所等での実地調査(貸切バス事業者毎に年1回以上)

<u>旅行業者</u>のスタッフが、<u>ターミナル付近の乗降場所</u>、サービスエリア(SA)<u>の</u>パーキングエリア(PA)等において、上記①で定めた自主的な安全確保対策が確実に実施されているかについて抜き打ちで調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、<u>所要の措置を講じる</u>。

④ 研修会の開催(年2回以上)

貸切バス事業者の役員、運行管理者や指導運転者を対象とした関係法令の遵守や運行の安全性の向上に関する研修会を開催する。

⑤ 安全運行関連情報の共有(随時)

旅行業者から貸切バス事業者への安全情報や関係法令の改正情報等の共有を電子メール等で行う。 なお、構成員がやむを得ない理由で協議会や研修会を欠席する場合は、電子メール等で配<mark>布</mark>資料や議 事概要を送付することにより、適切に情報の共有を図る。

4. 活動の記録

旅行業者は、以下の記録を作成し、3年間保存するものとする。

① 構成員名簿

(貸切バス事業者の営業区域、担当者の所属部署、役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載。)

- ② 協議会及び研修会の出席者名簿、議事概要 (開催日時、場所も記載)、配付資料
- ③ 営業所等の調査や乗降場所等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要

(調査の日時、場所、調査を実施した者の氏名、調査対象事業者、調査事項、調査結果、調査結果を踏まえ講じた改善措置を記載。)

5. 報学

協議会の設置及びその活動については、<u>第1種旅行業者にあっては</u>主たる<u>営業所</u>を管轄する地方運輸 局企画<u>観光部観光地域振興課</u>(又は沖縄総合事務局運輸部企画室)に、第2種旅行業者にあっては都道 府県の旅行業主管課に対し、以下のとおり報告することとする。

①協議会の設置(平成24年6月末日までに報告)

- 設置要綱(協議会の設置日を明記) - 構成員名簿	・設置要綱(協議会の設置日を明記)・構成員名簿
②協議会の開催(開催後1週間以内に報告) ・出席者名簿 ・議事概要 ・ <u>パス停留所</u> 等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要(前回協議会以降に実施したもの。) ・設置要綱(変更がある場合) ・構成員名簿(")	②協議会の開催(開催後1週間以内に報告) ・出席者名簿 ・議事概要 ・ <u>営業所等の調査や</u> 乗降場所等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要(前回協議会以降に実施したもの。) ・設置要綱(変更がある場合) ・構成員名簿(") 6. 公表 協議会の設置や開催状況等については、国土交通省及び観光庁のホームページにおいて公表する。
<u>附 則(平成26年1月24日 国自旅第399号)</u> この通達は、平成26年1月27日から施行する。	

〇「「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日国自旅第209号」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 現 行

> 国自旅第209号 平成24年6月29日

国自旅第209号 平成24年6月29日

一部改正 平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車局長

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 の策定について

> 平成24年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を踏まえ、国土交通省にお いて、同年6月11日に、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策について、 「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(以下「緊急対策」という。)として決定した ところである。

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」

の策定について

緊急対策においては、旅行業者、地方自治体、学校その他の利用者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイ ントや利用の際の留意点を示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン(仮称)」 を作成し、利用者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・利用がなさ れるよう指導・要請することとされている。

このため、別紙のとおり「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を策定し たところであり、貴局におかれては、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者に対し、 同ガイドラインの周知徹底及びこれに沿った貸切バス事業者の選定・利用がなされるよう指導・要請を 行われたい。

なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。

(別紙)

輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

今般、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に伴い、別紙のとおり「輸送の安全を確保するた

めの貸切バス選定・利用ガイドライン」を改定したところであり、貴局におかれては、旅行業者、地方

自治体、学校関係者等の貸切バス利用者に対し、同ガイドラインの周知徹底及びこれに沿った貸切バス

平成24年6月29日

(別紙)

一部改正 平成26年1月24日

国土交通省自動車局長

輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

平成24年6月29日

国土交诵省自動車局長

I. (略)

Ⅱ.貸切バス事業者の選定及び利用について

- 1貸切バス事業者の選定に関する留意点
- (1)・(2)(略)
- (3) サービスの安全性等を判断する上で参考となる情報

事業者の選定・利用がなされるよう指導・要請を行われたい。

なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。

- ① (略)
- ②任意保険・共済の加入状況

貸切バス事業者は、自賠責保険・共済に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険・共済

Ⅱ. 貸切バス事業者の選定及び利用について

1貸切バス事業者の選定に関する留意点

- (1)・(2)(略)
- (3) サービスの安全性等を判断する上で参考となる情報
- ① (略)
- ②任意保険・共済の加入状況

貸切バス事業者は、自賠責保険・共済に加え、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任 契約を締結していなければなりません。選定の対象とする貸切バス事業者に、締結している任意保険| 意保険・共済契約を締結していなければなりません。選定の対象とする貸切バス事業者に、締結して

- ・共済契約の内容(例、「対人無制限」等)を確認してください。
- ※旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により 生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定 める告示」参照。
- ③ (略)

4安全マネジメント評価

全ての運輸事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚して、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。これに対して、国や国の認定を受けた第三者機関が運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行うものが安全マネジメント評価です。

以下は評価視点の一例です。

- ・輸送の安全に関する方針、目標が設定されているか
- ・ヒヤリ・ハット情報を含む事故等に関する情報を、全社的かつ体系的に収集し、活用する仕組みと 体制が構築されているか
- ・内部監査の仕組みと体制が構築され、機能しているか
- ・安全管理体制の見直しのための仕組み(PDCA)と体制が構築され、機能しているか 評価の有無は、選定の対象とする貸切バス事業者に確認してください。

<u>⑤</u>デジタル式運行記録計およびドライブレコーダーの導入状況

(略)

⑥先進安全自動車 (ASV) の導入状況

(略

7グリーン経営認証

(略)

①~④ (略)

- ⑤交替運転者の要否
- ・安全な運行を確保するためには、2名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要となる場合があります。上記①~④までの事項を考慮し、行程における交替運転者の必要性を検討してください。
- ※「交替運転者の配置基準」参照

⑥ (略)

3・4 (略)

Ⅲ (略)

- いる任意保険・共済契約の内容(例、「対人無制限」等)を確認してください。
- ※旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」参照。

③ (略)

④国土交通省の公表する「高速ツアーバス運行事業者リスト」

利用者・旅行業者が高速ツアーバスを利用・企画しようとする際に安全な貸切バスの選択に役立つ情報を提供するため、貸切バス事業者のうち今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向のある者(以下「高速ツアーバス事業者」といいます。)について、国土交通省が次の事項を整理して公表しています。

【記載項目】

- 貸切バス事業者の概要(名称、保有車両数等)
- ・安全に関する自主的取組状況(安全マネジメント評価等)
- <u>・最近の監査において確認した、運行の安全の確保の観点から重大または悪質な法令違反の有無</u> URL: http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html

5安全マネジメント評価

全ての運輸事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚して、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。これに対して、国や国の認定を受けた第三者機関が運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行うものが安全マネジメント評価です。国の評価はバス事業者については安全管理規程を定める義務を有する保有車両数200両以上の事業者が対象となります。

以下は評価視点の一例です。

- ・輸送の安全に関する方針、目標が設定されているか
- ・ヒヤリ・ハット情報を含む事故等に関する情報を、全社的かつ体系的に収集し、活用する仕組みと体制が構築されているか
- ・内部監査の仕組みと体制が構築され、機能しているか
- ・安全管理体制の見直しのための仕組み(PDCA)と体制が構築され、機能しているか 高速ツアーバス運行事業者の評価の有無は、下記URLを確認して下さい。
- URL: http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html

高速ツアーバス運行事業者以外の評価の有無は、選定の対象とする貸切バス事業者に確認してください。

<u>⑥</u>デジタル式運行記録計およびドライブレコーダーの導入状況

(略)

⑦先進安全自動車 (ASV) の導入状況

(略)

8グリーン経営認証

(略)

2

①~④ (略)

⑤交替運転者の要否

・安全な運行を確保するためには、2名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要となる場合があります。上記①~④までの事項を考慮し、行程における交替運転者の必要性を検討してください。

⑥ (略)

3・4 (略)

Ⅲ (略)

<u>附 則(平成26年1月24日 国自旅第399号)</u> <u>この通達は、平成26年1月27日より施行する。</u>

〇「高速バス表示ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日国自旅第210号)」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分) 現 改 正 後 行 国白旅第210号 国白旅第210号 平成24年6月29日 平成24年6月29日 一部改正 平成26年1月24日 各地方運輸局長 殿 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車局長 自動車局長 「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について 「高速バス表示ガイドライン」の策定について 平成24年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を踏まえ、国土交通省 において、同年6月11日に、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策につい 今般、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に伴い、国土交通省自動車局において、別紙のと おり「高速乗合バス表示ガイドライン」を改定したところであり、貴局におかれては、高速乗合バスを て、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(以下「緊急対策」という。)として決定 運行する乗合バス事業者に対し、同ガイドラインの周知徹底を図るよう、適切に指導されたい。 したところである。 なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。 緊急対策においては、安全等に関する適切な情報の提供・把握のための取組として、高速乗合バスと 高速ツアーバスの別、交替運転者の配置予定等安全情報の利用者への提供を内容とする「高速バス表示 ガイドライン(仮称)」を作成し、旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、夏の多 客期までにこれに沿った表示がなされるよう指導することとされている。 このため、国土交通省自動車局及び観光庁において、別紙のとおり「高速バス表示ガイドライン」を 策定したところであり、第1種旅行業者に対しては、観光庁より、第1種以外の旅行業者に対しては都 道府県より同ガイドラインの周知徹底及びこれに基づく指導を行う予定であるところ、貴局におかれて は、高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者及び高速乗合バスを運行する乗合バス事業者に対し、 同ガイドラインの周知徹底を図るとともに、今夏の多客期までのできる限り早期に同ガイドラインに沿 った表示とするよう地方高速ツアーバス安全対策会議等も活用の上、適切に指導されたい。 なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。 (別紙) (別紙) 高速乗合バス表示ガイドライン 高速バス表示ガイドライン 平成24年6月29日 平成24年6月29日 一部改正 平成26年1月24日 国土交通省自動車局 国土交通省自動車局 観光庁 I. 高速乗合バス表示ガイドラインについて I. 高速バス表示ガイドラインについて 1. 本ガイドライン策定の目的 1. 本ガイドライン策定の背景及び目的 バス事業者及び販売サイトを含む関係者による広告等の表示を適正化し、利用者が適切な高速乗合 現在運行されている高速バスには、制度上、①路線バス会社(道路運送法に基づく一般乗合旅客自 バスを選択できる環境を整えるための指針として、「高速乗合バス表示ガイドライン」を策定する。 動車運送事業者をいう。以下同じ。)による「高速乗合バス」と②旅行会社(旅行業法に基づく旅行

はなく、両者の差異の明確化が必要である。

業者をいう。以下同じ。)による「高速ツアーバス」があるが、利用者にはその違いの判別は容易で

また、関係事業者による安全性等の向上に向けた取り組みを促進するためには、高速バスの利用者

【用語の定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおり。

○高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第 1号ロの運賃を適用するもの(※)をいう。

(※) 専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの

〇乗合バス事業者

<u>道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、高速乗合バスを運行する事業者</u> ○委託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業者へ自らが行う 高速乗合バスの運行の一部を委託する乗合バス事業者

〇受託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、乗合バス事業者が行う高速乗合バスの運行の

一部を受託する一般貸切旅客自動車運送事業者

〇貸切委託運行

受託者が行う高速乗合バスの運行

2. 本ガイドラインの対象

(1)対象とするサービス

「高速乗合バス」を対象とする。

(2)対象とする表示

以下の媒体における「高速乗合バス」の販売における広告の表示を対象とする。

- (1)インターネット(携帯電話用のサイトを含む。)における広告の表示
- ②紙媒体における広告の表示
- ③車両における表示
- 3. (略)
- Ⅱ. 具体的な表示内容について
- 1. インターネット (携帯電話用のサイトを含む。) における表示
- (1) 具体的な表示のイメージ

が高速バスを選択する上で特に重要と考えられる情報の「見える化」を進めることが必要である。

<u>このため、</u>バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による広告等の表示を適正化し、利用者が適切な高速バスを選択できる環境を整えるための指針として、「高速バス表示ガイドライン」を策定する。

【用語の定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおり。

〇高速バス

「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」をいう。

○高速乗合バス

一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する高速道路を経由する乗合バスをいう。

〇高速ツアーバス

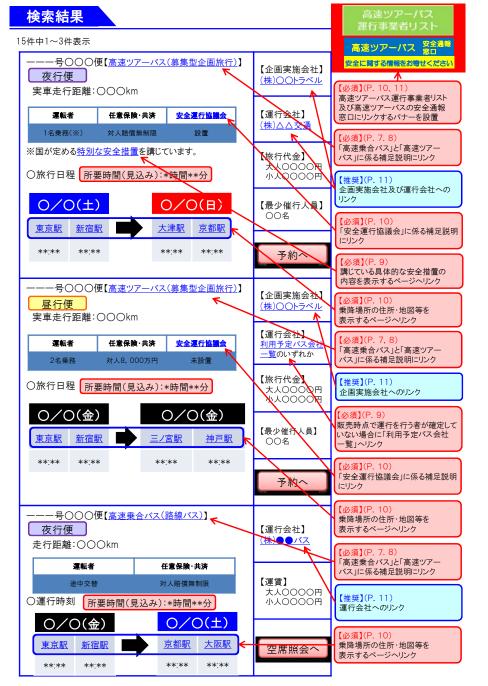
高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切 バスをいう。

- 2. 本ガイドラインの対象
- (1)対象とするサービス

「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」を対象とする。

- (2)対象とする表示
- 以下の媒体における「高速乗合バス」<u>及び「高速ツアーバス」</u>の販売における広告の表示を対象とする。
 - ①インターネット (携帯電話用のサイトを含む。) における広告の表示
 - ②紙媒体における広告の表示
 - ③車両における表示
- 3. (略)
- Ⅱ. 具体的な表示内容について
- 1. インターネット(携帯電話用のサイトを含む。)における表示
- (1) 具体的な表示のイメージ





(2)表示を必須とする事項

① 運行形態

「高速乗合バス(路線バス)」の表示

販売されている商品が「高速乗合バス」<u>であることを利用者が</u>容易に判別できるように、「高速乗合バス(路線バス)」を販売する商品毎に表示する。

(2) 共通事項

「高速バス」の用語は、利用者が高速乗合バスと誤認するおそれがあるため、「高速ツアーバス」 のみを販売するサイトにおいては、用いてはならない。

ただし、本ガイドラインの公表の際、現に会社名又は「高速ツアーバス」のみを販売するサイトの名称として「高速バス」を用いている場合にあっては、会社名及び当該サイトの名称を表示している箇所の近くに「高速ツアーバス」のみを販売している旨を見やすいように表示することとする。

- (3)表示を必須とする事項
- ① 運行形態
 - ●「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」の別の表示

利用者が、販売されている商品が「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」のいずれの運行形態によるものかを容易に判別できるように、「高速乗合バス(路線バス)」又は「高速ツアーバス(募集型企画旅行)」のいずれかを販売する商品毎に表示する。

- (※1)「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」の両方を販売するサイトの場合 「高速乗合バス」のみを販売するページと「高速ツアーバス」のみを販売するページ が厳格に分けられ、利用者が販売されている商品の運行形態を容易に判別できる場合には、 商品毎の表示を行う必要はなく、当該ページの上部等の見やすい部分へいずれかの運行形 態の商品を販売するページかを表示することにより、個々の商品毎の表示を省略すること も可とする。
- (※2)「高速乗合バス」又は「高速ツアーバス」のみを販売しているサイトの場合 販売する商品毎に運行形態の別を表示することに代え、当該サイトでは「高速乗合バス」又は「高速ツアーバス」のみを販売している旨を、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面(例:商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等)に見やすいように表示をする。

【表示例】

- ① 高速乗合バスのみを販売しているサイト又はページの場合
 - ※当サイト(又はこのページ)では、「高速乗合バス」(路線バス)のみを販売しています。 「高速ツアーバス」(募集型企画旅行)は販売しておりません。
- ② 高速ツアーバスのみを販売しているサイト又はページの場合※当サイト(又はこのページ)では、「高速ツアーバス」(募集型企画旅行)のみを販売しています。「高速乗合バス」(路線バス)は販売しておりません。
 - 「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」に係る補足説明

「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」の違いについて、利用者に対し補足説明を行うため、「高速乗合バス (路線バス)」又は「高速ツアーバス (募集型企画旅行)」等をクリックした場合、次の内容が記載された補足説明のページを表示する。

【ご注意】運行形態による高速バスの商品内容の違いについて

<u>『高速バス』には制度上、①路線バス会社による「高速乗合バス」と、②旅行会社による「高速ツアーバス」の2種類があり、外形上は区別がつきにくいのですが、利用者の契約の相手方がバス運行の安全確保にどこまで責任を負うのかなどの違いがあります。利用者から見た場合の主な違いについては別表のとおりです。</u>

両者の違いをよくご理解頂いた上で購入される商品をお選び下さい。

①「高速乗合バス」:

路線バスの一種。道路運送法に基づき路線バス会社が企画・販売・運行します。契約の相手方である路線バス会社がバス運行の安全確保に責任を負います。

②「高速ツアーバス」:

旅行商品の一種。旅行業法に基づき旅行会社が企画・実施し、貸切バス会社が運行します。利用者の契約の相手方である旅行会社は、バス会社ではないのでバス運行の安全確保に直接の責任

② 運行会社

次に掲げる運行形態に応じ、それぞれに定める事項を表示する。

- i)自社運行(管理の受委託の許可を受け乗合バス事業者へ運行委託する場合を含む。) 運行する乗合バス事業者の名称
- ii)貸切委託運行

委託者の名称及び受託者の名称

<u>を負いません。</u>

高速ツアーバスは乗合場所が分かりにくいこともあります。通行人や近隣の方に迷惑にならな いようにご利用のバスをお待ち下さい。

【別表】

高速乗合バスと高速ツアーバスの主な違い

平成24年6月29日現在

運行形態	高速乗合バス (路線バス)(#1)	高速ツアーバス (募集型企画旅行)(#2)
利用者の 契約の相手方	路線パス会社 (術的)	旅行会社(章4)
利用者との 契約の性質	運送契約	旅行契約
利用者との間で 適用される約款	乗合運送約款	旅行業約款
実際に運行を行う者	路線バス会社。予約時点で確定しています。	旅行会社から運行を依頼された貸切バス会社(mo) 予約時点では確定していない場合があります。
運行車両	乗合パス車両です。	貸切バス車両で「貸切」の表示があります。
利用方法	予約制の便でなければ予約していなくても当日空席 があれば乗車できます。バス乗務員に運賃を支払う ことができます。	
乗車までの手続	パス停留所から直接乗車可能です。	予約時に指定された時刻までに、旅行会社から指 定された場所で受付をしなければ乗車できません。
乘降場所	目印となるバス停留所標識が設置されており、乗降 場所も決まっています。	バス停留所標識は通常は設置されていません。 乗降場所が当日急遽変更される場合があります。
運行の確実性	予約客が一人でも運行されます。	最少催行人員に達しなかったときは、運行されない 場合があります。
キャンセル時の取扱い	払戻手数料が徴収されます。 <標準角合運送約款の場合> 普通乗車券 100円 等	取消手数料が徴収されます。 <標準旅行業約款の場合> ①乗車日の前日から起算してさかのぼって 20日目~8日目(日帰りの場合は10日目~8日 日) 旅行代金の20% 以内 ②乗車日の前日から起算してさかのぼって 7日目以降(③~⑤の場合を除く)旅行代金の30% 以内 ③乗車口の前日 旅行代金の40%以
事故時の対応 (((((の))	事故処理や損害賠償は路線バス会社が行います。	平 本

- ※1)道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業としての運行
- ※2)旅行業法に基づく募集型企画旅行としての運行 ※3)道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者
- ※4)旅行業法に基づく旅行業者
- ※5)道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業者
- ※6) 損害賠償債務が発生する場合

② 運行会社

高速乗合バスについては、運行する乗合バス事業者の事業者名を表示する。また、高速ツアーバ スについては、利用予定の貸切バス事業者の事業者名を表示する。販売時点では利用予定の貸切バ ス事業者が確定していない場合は、利用予定の貸切バス事業者を網羅的に記載した「利用予定バス 会社一覧」を表示する。

なお、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業 者については、その旨又は星マーク(「☆」)等の記号を表示する。

さらに、事業者名に加えて、「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号も表示す る。

③ 実車距離

片道の実車距離(利用者の乗車の有無に関わらず、乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離をいう。回送距離は含まない。以下同じ。)を表示する。 1キロ未満の端数は切り上げる。(例.「450.1km」の場合、表示は「451km」)

④ (略)

⑤ 運転者

片道の実車距離が400kmを超える運行の場合は、販売する商品毎に、「2名乗務」、「1名乗務」、「途中交替」を表示する。

<u>また</u>、例えば、「1名乗務」と表示する場合において、「◇◇SAで休憩し、運転者が<u>1</u>時間仮眠」等の特記事項を付すことを妨げない。

さらに、片道の実車距離が400kmを超える運行であって「1名乗務」により運行する場合に は、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第 446号、国自旅第161号、国自整第149号)の「第21条 過労防止等(6)交替運転者の 配置(第6項)」に規定する特別な安全措置を講じている旨の説明を付記又はリンクするよう設定 する。

⑥ 任意保険·共済

<u>運行会社(</u>乗合バス事業者又は<mark>受託者)</mark>が加入している、事業用自動車の運行により生じた利用者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失をてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の限度額を表示する。(例.「対人賠償無制限」/「対人8000万円」)

⑦ バス停留所

バス停留所の位置を表示する。

(3)表示を推奨する項目

① 運行会社に関する情報

<u>運行する乗合</u>バス事業者のホームページ又は販売サイトが作成する<u>乗合</u>バス事業者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

② 貸切委託運行における委託者及び受託者に関する情報 貸切委託運行を行う高速乗合バスを販売するサイトにおいては、委託者及び受託者のホームペー

③ 実車距離

片道の実車距離(利用者の乗車の有無に関わらず、高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者(以下「旅行業者」という。) 又は乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離をいう。回送距離は含まない。以下同じ。) を表示する。1キロ未満の端数は切り上げる。(例、「450、1km」の場合、表示は「451km」)

④ (略)

⑤ 運転者

片道の実車距離が400kmを超える運行の場合は、販売する商品毎に、「2名乗務」、「1名乗務」、「途中交替」を表示する。

<u>この場合において、1名乗務の運行については、法令に基づき特別な安全措置を講じ、その内容</u>について公表を行うこととされた場合には、講じている特別な安全措置の内容を表示する。

<u>さらに</u>、例えば、「1名乗務」と表示する場合において、「◇◇SAで休憩し、運転者が<u>2</u>時間仮眠」等の特記事項を付すことを妨げない。

⑥ 安全運行協議会

高速ツアーバスについては、旅行業者が安全運行協議会を設置している旨を表示する。

⑦ 任意保険・共済

乗合バス事業者又は貸切バス事業者が加入している、事業用自動車の運行により生じた利用者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失をてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の限度額をすべての事業者に表示する。(例.「対人賠償無制限」/「対人8000万円」)

⑧ 乗降場所

乗降場所の位置を表示する。

<u>なお、高速ツアーバスについては、バス停留所標識が設置され</u>ていない旨を表示する。

⑨ 国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」

高速ツアーバスを販売するサイトにおいては、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面(例えば、商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等)から、国土交通省が公表する「高速ツアーバス運行事業者リスト」へリンクするバナー等の設置を行う。

【リンク先URL】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html

① 国土交通省「高速ツアーバスの安全通報窓口」

高速ツアーバスを販売するサイトにおいては、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面(例えば、商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等)から、国土交通省が設置する「高速ツアーバスの安全通報窓口」へリンクするバナーの設置を行う。

【リンク先URL】

パソコン用: http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html

携帯電話用:http://www.mlit.go.jp/mobile/jidosha/tourbus-tsuho.html

(4)表示を推奨する項目

① 旅行業者に関する情報

旅行業者のホームページ又は販売サイトが作成する旅行業者の詳細情報のページがある場合に は、当該旅行業者の名称からリンクするよう設定する。

② 貸切バス事業者に関する情報

貸切バス事業者のホームページ又は販売サイトが作成する貸切バス事業者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

ジスは販売サイトが作成する委託者及び受託者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の 名称からリンクするよう設定する。

③ 安全性向上のための自主的な取組

高速バスの安全性の向上のための自主的な取組の概要について次のような内容を表示する。

【事業者選定関係】

貸切委託運行における乗合バス事業者による受託者の選定時における条件及びその適合性の確認 方法を表示する。

【車両関係】

車両に自主的に備え付けた装置等がある場合、その内容を表示することが考えられる。

例 1. 「運転者仮眠室完備車面」

例2.「〇〇装備車両」

- ーデジタル式運行記録計
- ードライブレコーダー
- 居眠り感知装置
- ーふらつき注意喚起装置
- 一車線逸脱警報装置
- -衝突被害軽減ブレーキ

※記載例の項目に限らず、安全性向上のための自主的な取り組みについては、積極的に表示する。

(<u>4</u>)その他

① (略)

②利用者に対する情報提供

利用者が、自分が乗車する便についての情報を乗車の前後を問わず、あるいは、外出先でも確認できるようにする観点から、利用者のメールアドレスに送付する予約確認メールやWeb 乗車券等にも、適宜より詳しい情報が掲載されるページにリンクすること等により、II. 1. (2) に掲げる事項に関する情報等を閲覧できるようにする。

2. 紙媒体における広告の表示

紙媒体についてもⅡ. 1. と同様の内容を表示することとするが、紙幅に限りがあることや短期間での情報の更新が困難であることなどの紙媒体特有の制約があることから、少なくとも利用者にとって「高速乗合バス(路線バス)」であることが容易に認識できるよう措置するとともに、Ⅲ. 1. と同様の内容が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者が適切により詳しい情報を得られるようにする。

3. 車両における表示

(1) 車外への表示

貸切委託運行により受託者が運行する高速乗合バスについては、日本工業規格A列3番以上のサイズの表示面に、以下の表示内容を大きな字ではっきりと記載し、乗降口付近に旅客の乗車時に見やすいように、夜間でも判読が容易なように掲示する。

高速乗合バス

【委託者】

●●バス

【運行受託者】

■■観光バス

③ 安全性向上のための自主的な取り組み

高速バスの安全性の向上のための自主的な取組の概要について次のような内容を表示する。 【事業者選定関係】

旅行業者が運行する貸切バス事業者を選定する際の条件及びその適合性の確認方法を表示する。

【車両関係】

車両に自主的に備え付けた装置等がある場合、その内容を表示することが考えられる。

例 1. 「運転者仮眠室完備車面」

例2.「〇〇装備車両」

- ーデジタル式運行記録計
- ードライブレコーダー
- ー居眠り感知装置
- ーふらつき注意喚起装置
- 一車線逸脱警報装置
- -衝突被害軽減ブレーキ

※記載例の項目に限らず、安全性向上のための自主的な取り組みについては、積極的に表示する。

(<u>5</u>)その他

① (略)

②利用者に対する情報提供

利用者が、自分が乗車する便についての情報を乗車の前後を問わず、あるいは、外出先でも確認できるようにする観点から、利用者のメールアドレスに送付する予約確認メールやWeb 乗車券等にも、適宜より詳しい情報が掲載されるページにリンクすること等により、II. 1. (3) に掲げる事項に関する情報等を閲覧できるようにする。

2. 紙媒体における表示

紙媒体についてもII. 1. と同様の内容を表示することとするが、紙幅に限りがあることや短期間での情報の更新が困難であることなどの紙媒体特有の制約があることから、少なくとも利用者にとって「高速乗合バス(路線バス)」と「高速ツアーバス(募集型企画旅行)」の別が容易に判別できるよう措置するとともに、II. 1. と同様の内容が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者が適切により詳しい情報を得られるようにする。

3. 車両における表示

(1) 車外への表示

高速ツアーバスについては、日本工業規格A列3番以上のサイズの表示面に、以下の表示内容を大きな字ではっきりと記載し、乗降口付近に見やすいように、夜間でも判読が容易なように掲示する。

なお、マグネットや紙の貼り付けにより対応する場合は、走行中の風雨や振動による剥離・汚損等 <u>も懸念されるので、</u>運行の前後を通じて適切な表示が継続するよう、十分に予防的な措置を講じてお く必要がある。

(例) 高速ツアーバスの場合の表示内容

高速ツアーバス

【企画実施旅行会社】

●●トラベル

【運行貸切バス会社】

■■観光バス(No.0048)

(2) 車内での表示・放送

① 車内での表示

片道の実車距離が400kmを超える<mark>夜間</mark>運行については、利用者が見やすい場所(例. 入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近)に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。

【表示項目】

- -乗合バス事業者名(貸切委託運行の場合は委託者名)
- -受託者名(貸切委託運行の場合に限る。)
- -運行経路

旅客が乗降車する全てのバス停留所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。

- 一実車距離
- -運転者の配置計画

(例. 「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし(◇◇SAで休憩し、運転者が1時間仮眠)」)

- 一車両の初度登録年月(例,「平成20年5月」)
- ー事故防止技術の装着状況(例.「居眠り感知装置」、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」)
- -運行に係る注意書き

ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路 運送法において認められていることやその結果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者が氏名<u>(交替運転者を含む。)</u>、途中休憩の場所(運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言)及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

(車内放送の例)

● 2名同時乗務の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、 出発致します。この便は、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させて頂きます。 どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させて頂きます。安全運転で運行させて頂きますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私〇〇が終点まで安全運転で運行させて頂きます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で 〇時間の仮眠を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただけると幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」

(2) 車内での表示・放送① 車内での表示

片道の実車距離が400kmを超える運行については、利用者が見やすい場所(例. 入口付近又は 運転者席後ろの防犯仕切り板付近)に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。

【表示項目】

- 一乗合バス事業者名(高速乗合バスの場合に限る。)
- -旅行業者名(高速ツアーバスの場合に限る。)
- 貸切バス事業者名(高速ツアーバスの場合に限る。)
- 運行経路

旅客が乗降車する全ての乗降場所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。

- 一実車距離
- -運転者の配置計画

(例.「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし(◇◇SAで休憩し、運転者が2時間仮眠)」)

- 一車両の初度登録年月(例,「平成20年5月」)
- ー事故防止技術の装着状況(例.「居眠り感知装置」、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」)
- -運行に係る注意書き

ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路 運送法において認められていることやその結果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者(交替運転者を含む。)が氏名、途中休憩の場所(運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言)及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。 (車内放送の例)

● 2名同時乗務の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させて頂きます。 どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させて頂きます。安全運転で運行させて頂きますので、どうぞ育しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私〇〇が終点まで安全運転で運行させて頂きます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で 〇時間の仮眠を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただけると幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」

附 則(平成26年1月24日 国自旅第399号)

この通達は、平成26年1月27日より施行する。

〇「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について(国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号)」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 現

国自安第96号 国自旅第318号 観観産第305号

平成24年10月31日

一部改正 平成26年1月24日

国自安第96号 国自旅第318号 観観産第305号 平成24年10月31日

各地方運輸局企画観光部長 殿自動車交通部長 殿自動車監査指導部長 殿自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車監査指導部長 殿 自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通部長 殿

各地方運輸局企画観光部長 殿

自動車局安全政策課長 旅客課長 観光庁観光産業課長 自動車局安全政策課長 旅客課長 観光庁観光産業課長

従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

行

今般、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に伴い、従前の 高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を改定したので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、高速道路を経由しない運行など、<u>従前の</u>「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争を防止する観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

<u>先般、「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」(平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号)を通達したところであるが、</u>「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を<u>定めた</u>ので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、高速道路を経由しない運行など、「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、乗合バス類似行為の防止の観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

記

記

1. 定義

(1) 従前の高速ツアーバス

高速道路(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行(注2) として運行される貸切バス(注3)。

- (注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路 法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。
- (注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定す

1. 定義

(1) 高速ツアーバス

高速道路(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行(注2) として運行される貸切バス(注3)。

- (注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路 法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。
- (注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行をいう。以下同じ。

る募集型企画旅行をいう。以下同じ。

(注3) 道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走 行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2) 従前の会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2 地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3) 高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの(注)をいう。

- (注) 専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車 する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。
- 2. 従前の「高速ツアーバス」等に該当しない場合
- (1) 従前の高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、<u>従前の</u>「高速ツアーバス」には該当しないものとして取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する 結果を生じるような競争を防止する観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈 を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス (注1) を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア) 宿泊サービス(注2)の提供

(例. 草津温泉ー泊ニ日フリープラン)

(イ)目的地での付随サービス(注3)の提供又は一定の活動(注4)の実施 (当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面(注5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が必須となっていない、いわゆる「オプショナルサービス」を除く。)に限る。例:東京ディズニーリゾート入場券付ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)

- (注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。
- (注2)「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。
- (注3)「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス をいい、有料施設への入場券、観光施設(アウトレットモールを含む。)で利用 可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅 行者への交付を含む。
- (注4)「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。
- (注5)「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記(ア)又は(イ)に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない 高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両 の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は<u>従前の</u>高速ツアーバス<u>に該当する運行形態</u>として 取り扱う。

また、形式的には上記(ア)又は(イ)の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例え

(注3) 道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走 行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2)会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2 地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3) 高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、規則第10条第1項 第1号ロの運賃を適用するもの(注1)をいう。

(注1) 専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

2. 「高速ツアーバス」等に該当しない場合

(1) 高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を 満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、「高速ツアーバス」には該当しないものと して取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、乗合バス類似行為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス (注1) を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア) 宿泊サービス(注2)の提供

(例. 草津温泉ー泊二日フリープラン)

- (イ)目的地での付随サービス(注3)の提供又は一定の活動(注4)の実施 (当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面(注 5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が 必須となっていない、いわゆる「オプショナルサービス」を除く。)に限る。例:東京 ディズニーリゾート入場券付ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)
 - (注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。
 - (注2)「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。
 - (注3)「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスをいい、有料施設への入場券、観光施設(アウトレットモールを含む。)で利用可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅行者への交付を含む。
 - (注4)「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。
 - (注5)「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記(ア)又は(イ)に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない 高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両 の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は高速ツアーバスとして取り扱う。

また、形式的には上記(ア)又は(イ)の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例えば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とす

ば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とするものと評価される場合は、従前の「高速ツアーバス」に該当する運行形態として取り扱う。

- ① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュースー本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用(化粧室、シャワー室の利用等)のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。
- ② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が 含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの 理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅行者が相当程度含まれている場合。
- (2) 従前の会員制高速バスに該当しない場合

上記(1)に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、一般旅客自動車 運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争を防止する観点から、運行の名目では なく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。 るものと評価される場合は、「高速ツアーバス」として取り扱う。

- ① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュースー本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用(化粧室、シャワー室の利用等)のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。
- ② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が 含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの 理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅行者が相当程度含まれている場合。

(2) 会員制高速バスに該当しない場合

上記(1)に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、<u>乗合バス類似行</u> 為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

<u>附 則 (平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、観観産第513号)</u> <u>この通達は、平成26年1月27日より施行する。</u>